

広島県告示第二百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十六年四月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

実留春田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
庄原市実留町字天田山二二四〇番二地先から 庄原市実留町字天田二六〇七番一地先まで			二一・七〇 二〇・一〇	四一七・〇〇	
	三〇・七〇	一三・一〇		四〇五・〇〇	拡幅